



平成23年分 住民税及び国民健康保険税の 申告受付が始まります

受付期間：2月16日(木)～3月15日(木)

平成24年1月1日現在、阿蘇市内に住所を有する方は、住民税申告又は所得税の確定申告により、平成23年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について、3月15日までに申告しなければなりません。

代理の方が申告することもできますが、期間中にお越しただくことが困難な場合は、税務課(☎22・3148)までご連絡ください。

申告受付は左ページ日程表のとおり2月16日(木)から3月15日(木)まで、指定した会場で行います。

所得税及び消費税・地方消費税の確定申告も、この日程で受け付けます。また、一の宮会場・阿蘇会場では、e-Tax(国税電子申告・納税システム)がご利用いただけます。

(e-Taxで申告等を行う際には、電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。なお、電子証明書の有効期限は3年となっております。有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。)

申告に必要なもの

※申告にお越しの際は、次の事項を確認して必要書類をご持参ください。

①印鑑又は身分証明書(運転免許証等)

②所得の計算に必要なもの

〔営業等所得、農業所得又は不動産所得〕

収支内訳書、売上帳、仕入帳、通帳、領収書等
肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受け
る場合は、肉用牛売却証明書

〔給与所得・雑所得(公的年金等)又は退職所得〕

給与所得等の源泉徴収票

〔一時所得〕

個人年金や生命保険等の満期や一時金、解約が
あった場合は、その返戻金通知書等

〔譲渡所得又は山林所得〕

土地や建物、山林等の資産を譲渡(売買、収用
等)した場合は、その契約書や証明書等

〔配当所得〕

配当所得等の源泉徴収票や支払通知書等

③所得控除の計算に必要なもの

〔医療費控除〕

本人又は生計を一にする配偶者や親族のために、
支払った医療費の領収書

〔社会保険料控除〕

国民年金保険料及び国民年金基金掛金等の控除証
明書、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、
介護保険料及び農業者年金保険料等の領収書

〔生命保険料控除〕

生命保険契約等に基づいて支払った一般の生命保
険料及び個人年金保険契約等に基づいて支払った
個人年金保険料の控除証明書

〔地震保険料控除〕

家屋又は生活用資産等を保険の目的とした地震保
険契約等に基づいて支払った保険料の控除証明書

〔障害者控除〕

本人又は生計を一にする配偶者や親族の、心身に
障害のある方を証明するもの(障害者手帳等)

④その他

○非課税所得(遺族年金、障害者年金等)のみを有す
る方や所得の無かった方は、その旨を申告しなけ
れば、健康保険税(料)等の軽減措置が受けられ
なくなります。

○所得税においては、給与等の金額が2,000万
円以下である給与所得者で給与所得以外の所得が
20万円以下である場合は、確定申告書の提出を
要しないものとされていますが、住民税におい
ては、20万円以下のその他の所得についても給与所
得と合わせて申告書を提出する必要があります。

○所得税においては、公的年金等の収入金額が
400万円以下で、かつ、年金以外の所得が
20万円以下である場合は、平成23年分より確
定申告を要しないこととされました。この場合
でも、例えば医療費控除などで所得税の還付を受け
る人は申告することができます。な
お、住民税においては20万円以下
のその他の所得についても申告が必要
となります。

○平成23年中にマイホームを持った
方で、住宅借入金等特別控除を受
ける場合は、確定申告をする必要
があります。

○所得及び所得控除の計算に必要な
ものが揃っていない場合は、申告をお
受けできないことがありますので、
ご注意ください。



申告受付日程表

受付時間 午前9時から午後4時まで 午前8時30分 開場

月日	対象となる行政区	会場	
2月16日(日)	檜木野、赤仁田、小園、小地野、笹倉、坂の上	【波野会場】 波野支所 西側会議室	
2月17日(金)	大道、立塚、横堀、遊雀、中道、山崎、仁田水、中江、滝水		
2月20日(月)	内牧1区、内牧2区、内牧3区、深葉、茗ヶ原	【阿蘇会場】 内牧支所 大会議室	
2月21日(火)	内牧4区、内牧5区、成川、南宮原		
2月22日(水)	小里、湯浦、西湯浦、西小園、折戸		
2月23日(木)	宇土、浜川、鷲の石、原の口、山田、小倉、西小倉、小池、黒流町		
2月24日(金)	今町、下の原、新村、小野田町、本村、竹原、跡ヶ瀬		
2月27日(月)	道尻、蔵原、東黒川、坊中		
2月28日(火)	南黒川、元黒川、北黒川、上西黒川、下西黒川		
2月29日(水)	乙姫、黒川千丁、永草		
3月1日(木)	枳、赤水、車帰		
3月2日(金)	狩尾1区、狩尾2区、狩尾3区、的石		【一の宮会場】 本庁 議会棟大会議室
3月5日(月)	西町、町1区、町2区、北1区、北2区、東1区		
3月6日(火)	下役犬原、上役犬原、東2区、東3区、西1区		
3月7日(水)	塩塚、西2区、西3区、古神1区、古神2区		
3月8日(木)	古神3区、分1区、分2区、分3区		
3月9日(金)	古閑、神石、福岡、上町、東仲町、西仲町、下町、桜町、福原、馬場、豆札、古城1区		
3月12日(月)	古城2区、古城3の1区、古城3の2区、古城4区、古城5の1区、古城5の2区、古城6区		
3月13日(火)	古城7区、原口、上井手、下井手、中原、西井手、上西河原、下西河原、上東下原、下東下原、西下原、片隅、荻の草、舞谷		
3月14日(水)	指定日にお越し頂 けなかった方	※この日は大変混雑しますので、あらかじめ指定した日にお 越しいただきますよう、ご協力をよろしくお願ひします。	
3月15日(木)			

※会場の混雑が予想されますので、できるだけ指定した日にお越しいただきますようお願いいたします。
 ※指定日にお越し頂くことが困難な場合は、最寄りの日の午後にお越し頂きますようお願いいたします。
 ※期間中、指定した会場以外での受付はできませんので、あらかじめご了承下さい。

【問い合わせ】 税務課 ☎22-3148  55-3148

法律問題のトラブルを解決します！まずはお気軽にお電話ください。離婚・相続・借金 etc...

受付時間：平日10時～17時（予約制）TEL：0967-22-5223
 ＊土曜日のご相談をご希望の方は直接お問い合わせください。

- ・一般相談料 30分1050円
- ・『多重債務』の相談は無料

阿蘇ひまわり基金法律事務所

熊本県弁護士会所属 弁護士 関塚明子（せきづか あきこ）
 〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203（阿蘇市商工会一の宮支所となり）



広告